機械器具　50　開創又は開孔用器具

一般医療機器　開瞼器　（ＪＭＤＮ：35349001）

販売名：21R-000072 野口式吸引器開瞼器

【禁忌・禁止】

1.　本品の二次加工（改造・調整等）は絶対にしないこと［折損及び本来機能を損なう原因となるため］。

【形状、構造及び原理等】

ネジを左右に回すことにより、開瞼部が開閉する構造となっている。開瞼部の位置は、上下対称ではなく長さが異なることにより最小の開瞼幅が実現でき、細目の患者にも適応しやすくなっている。開瞼部には吸引用の丸穴が開いており、機構部付近の円筒部にシリコーンチューブを繋ぎ分岐用ﾌﾟﾗｽﾁｯｸを経由して注射筒接続用ｺﾈｸﾀｰまで繋がれている。注射筒接続用ｺﾈｸﾀｰに注射筒を接続させることにより吸引することが可能となる。

外観写真

先端	全体
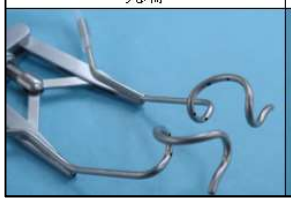	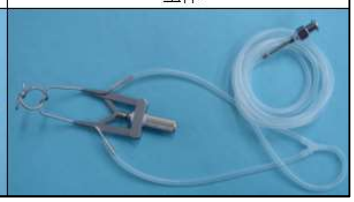

形状及び寸法

型式	商品名	全長	開瞼部	ｺﾈｸﾀｰ部	ﾁｭｰﾌﾞ
21R-000072	野口式吸引器開瞼器	80 mm	12 mm	36 mm	110 mm× 2本 900 mm× 1本 （外径：2.5 mm 内径：1.4 mm）

開瞼器：ステンレス鋼(SUS304)/注射筒接続用ｺﾈｸﾀｰ部：真鍮にﾆｯｹﾙﾒｯｷ/チューブ：シリコーン　分岐部：プラスチック

【使用目的又は効果】

眼科手術及び検査時に、眼瞼を開けた状態にしておく機器。

【使用方法等】

1.　使用前に高圧蒸気滅菌をすること。

2.　開創部を瞼の内側に挿入し、必要な開瞼幅に至るまでネジを回転させる。

3.　吸引を行う場合には、機構部付近にある円筒部（吸引用）にチューブ及びコネクタを取り付け、コネクタ部に注射筒等を接続し吸引する。

【使用上の注意】

1.　使用前に必ず洗浄・滅菌（保守・点検に係る事項参照）をすること。

2.　既定の目的以外に使用しないこと。

3.　折損、曲がり等の原因になり得るので使用時に必要以上の力（応力）を加えないこと。

4.　電気メスを用いた接触凝固は、術者が感電、火傷をする危険性があり、また、器具の表面を損傷するので併用しないこと。

5.　塩素系及びヨウ素系の消毒剤は、腐食の原因になるので、出来るだけ使用を避けること。使用中に付着したときには水洗いすること。

6.　使用後は、付着している血液、体液、組織及び薬品等が乾燥しないうちに直ちに洗浄液等に浸漬すること。また、必要以上の浸漬は表面を劣化させるおそれがあるので、洗浄液の適正な用法用量(時間)で浸漬後、蒸留水で洗い流し、十分に乾燥させること。

【保管方法及び有効期間等】

1.　高温・多湿・直射日光を避けて保管すること。

2.　滅菌したものを保管するにあたっては、再汚染を防ぐため清潔な場所に保管するとともに有効保管期間の管理をすること。

【保守・点検に係る事項】

1.　使用前に汚れ、傷、曲がり等の異常がないか点検すること。

2.　洗浄／滅菌を装置で行う場合には、器具同士が接触して微細な先端部を損傷させないように隔離されたシリコンメッシュマットあるいはラック式滅菌用コンテナ等にセットすること。

3.　洗剤の残留がないよう十分にすすぎをすること。仕上げすすぎには、浄化水（濾過、蒸留、脱イオン化等）を用いることを推奨する。

4.　強アルカリ／強酸性/塩素系/ヨウ素系の洗浄剤・消毒剤は、器具を腐食させるおそれがあるので使用を避けること。

5.　金属たわし、クレンザー（磨き粉）等は、器具の表面が損傷するので汚物除去及び洗浄時の使用はしないこと。

6.　使用後は、出来るだけ早く血液、体液、組織等の汚物を除去し、職業感染防止のために洗浄・消毒すること。

7.　使用後は、付着している血液、体液、組織及び薬品等が乾燥しないうちに直ちに洗浄液等に浸漬すること。また、必要以上の浸漬は表面を劣化させるおそれがあるので、洗浄液の適正な用法用量(濃度・時間)で浸漬後、蒸留水で洗い流し、十分に乾燥させること。

8.　点検後、セット・包装をし、高圧蒸気滅菌をすること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称及び住所等】

製造販売業者　株式会社イナミ
〒113-0033　東京都文京区本郷三丁目24番2号
TEL　03-3814-1731　/　FAX　03-3814-3334
製 造 業 者　有限会社新田医科器械製作所(日本)